

平成26年2月臨時会

# 議案説明資料

文化観光局

# 平成26年2月臨時会 議案説明資料目次

文化観光局

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成26年1月21日専決)	交流推進課	1

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成26年1月21日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年1月21日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 倉吉市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金14,018円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成25年11月24日 午後4時30分頃 イ 事故発生場所 東伯郡北栄町由良宿地内 ウ 事故の状況 鳥取県文化観光局交流推進課所属の職員が、イベント用務で出張し、休憩のため駐車場内に駐車中の小型乗用自動車の後部座席から降車しようとしてドアを開けたところ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt; ・損害賠償金14,018円 うち、保険支払額0円、県費支出額14,018円（免責額3万円） ・県側車両損害額0円</p>

